



島根県報

平成23年9月30日（金）

第2,329号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

生活保護法の規定による医療機関の指定	（地 域 福 祉 課）	2
生活保護法の規定による指定医療機関の事業廃止の届出	（ " ）	2
生活保護法に規定による指定医療機関の名称変更の届出	（ " ）	2
生活保護法の規定による介護機関の指定	（ " ）	2
生活保護法の規定による指定介護機関の事業廃止の届出	（ " ）	3
生活保護法の規定による指定介護機関の名称変更の届出	（ " ）	3
生活保護法の規定による指定介護機関の名称及び所在地変更の届出	（ " ）	4
土地改良区の役員の就任及び退任の届出	（農 村 整 備 課）	4
保安林予定森林（6件）	（森 林 整 備 課）	5
急傾斜地崩壊危険区域の指定	（砂 防 課）	8

【公 告】

平成23年度前期技能検定（3級は除く。）試験の合格者	（雇 用 政 策 課）	10
開発行為に関する工事の完了	（都 市 計 画 課）	12

【特定調達公告】

液体クロマトグラフ精密質量分析システムの調達に係る一般競争入札の落札者等	（産 業 振 興 課）	13
電界放出形走査電子顕微鏡の調達に係る一般競争入札の落札者等	（ " ）	13

告 示**島根県告示第635号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成23年9月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医療機関の名称	所在地	指定年月日
松崎クリニック	出雲市大津朝倉三丁目10番地6	平成23年9月1日
太陽薬局 西川津店	松江市西川津町1204番地	平成23年9月1日

島根県告示第636号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成23年9月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
松崎クリニック	出雲市大津朝倉3丁目10-6	平成23年9月1日
医療法人社団 黒目医院	簸川郡斐川町大字原鹿470	平成23年6月30日

島根県告示第637号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の名称変更の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成23年9月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医療機関の名称		所在地	変更年月日
変更前	変更後		
まごころ薬局	ファーマシーまごころ薬局	出雲市武志町733-4	平成23年7月1日

島根県告示第638号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成23年9月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者		実施する事業	事業所		指定年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地	
医療法人社団 岡倉会	出雲市武志町734番地1	通所リハビリ テーション	高鳥クリニック 地域リハビリ	出雲市武志町734番地1	平成23年8月1日

			テーションセンター		
マイライフ株式会社	広島県呉市中通1丁目3-12	居宅療養管理指導	オール薬局 乃木店	松江市乃木福富町413-2	平成23年9月1日
マイライフ株式会社	広島県呉市中通1丁目3-12	介護予防居宅療養管理指導	オール薬局 乃木店	松江市乃木福富町413-2	平成23年9月1日
有限会社 よろこぼう屋	江津市和木町1173番地5	福祉用具貸与	よろこぼう屋 福祉用具チーム	江津市和木町1173-2	平成23年6月1日
有限会社 よろこぼう屋	江津市和木町1173番地5	介護予防福祉用具貸与	よろこぼう屋 福祉用具チーム	江津市和木町1173-2	平成23年6月1日
有限会社 よろこぼう屋	江津市和木町1173番地5	特定福祉用具販売	よろこぼう屋 福祉用具チーム	江津市和木町1173-2	平成23年6月1日
有限会社 よろこぼう屋	江津市和木町1173番地5	特定介護予防福祉用具販売	よろこぼう屋 福祉用具チーム	江津市和木町1173-2	平成23年6月1日
アースサポート株式会社	東京都渋谷区本町1丁目8番7号	訪問介護	アースサポート 松江	松江市古志原1丁目6番1号	平成23年9月15日
アースサポート株式会社	東京都渋谷区本町1丁目8番7号	介護予防訪問介護	アースサポート 松江	松江市古志原1丁目6番1号	平成23年9月15日

島根県告示第639号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成23年9月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者		廃止する事業	事業所		廃止年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地	
医療法人社団 黒目医院	簸川郡斐川町大字原鹿470	居宅療養管理指導	医療法人社団 黒目医院	簸川郡斐川町大字原鹿470	平成23年6月30日
医療法人社団 黒目医院	簸川郡斐川町大字原鹿470	訪問看護	医療法人社団 黒目医院	簸川郡斐川町大字原鹿470	平成23年6月30日
医療法人社団 黒目医院	簸川郡斐川町大字原鹿470	介護予防居宅療養管理指導	医療法人社団 黒目医院	簸川郡斐川町大字原鹿470	平成23年6月30日
医療法人社団 黒目医院	簸川郡斐川町大字原鹿470	介護予防訪問看護	医療法人社団 黒目医院	簸川郡斐川町大字原鹿470	平成23年6月30日

島根県告示第640号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の名称の変更の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成23年9月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者		実施する事業	事業所			変更年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称		所在地	
			変更前	変更後		
株式会社 ファーマシイ	広島県福山市沖野上町4丁目23番27号	居宅療養管理指導	まごころ薬局	ファーマシイまごころ薬局	出雲市武志町733-4	平成23年7月1日

島根県告示第641号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の名称及び所在地の変更の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成23年9月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者		実施する事業	事業所				変更年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称		所在地		
			変更前	変更後	変更前	変更後	
社会福祉法人 松江市社会福祉協議会	松江市千鳥町70	介護予防支援	東出雲町地域包括支援センター	社会福祉法人松江市社会福祉協議会東出雲地域包括支援センター	八束郡東出雲町大字揖屋町1177-1	松江市東出雲町揖屋1216-1	平成23年8月1日

島根県告示第642号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成23年9月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

大田市祖式町祖式土地改良区

1 就任した役員の氏名及び住所

理事

戸嶋 総一 大田市水上町白坏212-2

今西 明義 大田市祖式町3485-6

大屋 義幸 大田市祖式町301-1

谷 常和 大田市祖式町1148

田辺 直樹 大田市祖式町1206

石原太美昭 大田市祖式町1079-1

中田 美徳 大田市祖式町405

山田 馨 大田市祖式町598

小笠原 享 大田市水上町白坏109-1

監事

高津 真悟 大田市水上町白坏601

武田 森弘 大田市祖式町623

2 就任年月日

平成23年6月22日

3 退任した役員の氏名及び住所

理事

戸嶋 総一 大田市水上町白坏212-2

今西 明義 大田市祖式町3485-6

中田 義雄 大田市祖式町400

谷 常和 大田市祖式町1148

中村 新造 大田市祖式町1207

石原太美昭 大田市祖式町1079-1

中田 美徳 大田市祖式町405

山田 馨 大田市祖式町598

広山 喜一 大田市水上町白坏179-4

監事

高津 真悟 大田市水上町白坏601

武田 森弘 大田市祖式町623

島根県告示第643号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成23年9月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

松江市秋鹿町字小額389、秋鹿町字コッポリ390、秋鹿町字結込4315、4316

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

秋鹿町字コッポリ390、秋鹿町字結込4316

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び松江市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第644号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成23年9月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 保安林予定森林の所在場所
浜田市旭町来尾830-1、831-1
- 2 指定の目的
水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第645号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成23年9月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 保安林予定森林の所在場所
益田市匹見町道川口52内1、口52内2、口53、口546、口547続1
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び益田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第646号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示す

る。

平成23年9月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 保安林予定森林の所在場所
益田市匹見町澄川イ1803-2からイ1803-4まで
- 2 指定の目的
水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び益田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第647号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成23年9月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 保安林予定森林の所在場所
益田市匹見町紙祖イ1882-3、イ1885、イ1885-1、イ1887、イ1888
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び益田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第648号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成23年9月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 保安林予定森林の所在場所
-

江津市桜江町江尾588-1、589-2、590、592、592-1

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び江津市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第649号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により告示する。

平成23年 9 月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 (1) 区域の名称

西長浜Ⅰ

(2) 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から12号までを順次に結んだ線及び標柱1号と12号を結んだ線により囲まれた区域

所 在 及 び 地 番	標 柱 番 号
松江市美保関町福浦1003番1	1号
〃 1003番2	2号
〃 43番	3号
〃 40番1地先道路敷	4号及び5号
〃 39番1地先道路敷	6号
〃 813番1地先道路敷	7号
〃 997番	8号
〃 15番	9号
〃 11番	10号
〃 9番	11号
〃 1番	12号

2 (1) 区域の名称

西長浜Ⅱ

(2) 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から9号までを順次に結んだ線及び標柱1号と9号を結んだ線により囲まれた区域

所 在 及 び 地 番	標 柱 番 号
松江市美保関町福浦5番1	1号

〃	7番	2号
〃	13番	3号
〃	14番1	4号
〃	14番2	5号
〃	993番	6号
〃	990番1	7号から9号まで

3(1) 区域の名称

東長浜Ⅰ

(2) 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から16号までを順次に結んだ線及び標柱1号と16号を結んだ線により囲まれた区域

所 在 及 び 地 番	標 柱 番 号
松江市美保関町美保関988番	1号
〃 1618番2	2号から4号まで
〃 1617番2	5号
〃 1617番6	6号
〃 1617番1	7号
〃 1617番4	8号
〃 1615番5	9号
〃 974番1	10号
〃 974番	11号
〃 980番地先道路敷	12号
〃 980番	13号
〃 983番	14号
〃 988番2	15号及び16号

4(1) 区域の名称

東長浜Ⅱ

(2) 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から13号までを順次に結んだ線及び標柱1号と13号を結んだ線により囲まれた区域

所 在 及 び 地 番	標 柱 番 号
松江市美保関町美保関987番6	1号
〃 987番	2号及び3号
〃 1596番	4号
〃 977番	5号
〃 1597番	6号
〃 979番7	7号
〃 964番3	8号
〃 964番	9号
〃 1589番1	10号
〃 956番	11号
〃 955番	12号

〃

1594番2

13号

公 告

平成23年度前期技能検定（3級は除く。）の合格者の受検番号は、次のとおりである。

平成23年9月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 級技能検定

造園（造園工事作業）

C 0001 C 0002 C 0003 C 0004

鑄造（鑄鉄鑄物鑄造作業）

A 甲0001 A 甲0002 A 甲0003 A 甲0004 A 甲0005

金属熱処理（一般熱処理作業）

A 甲0006 A 甲0007 B 0002 B 0004 B 0008 B 0009 B 0011

金属熱処理（高周波・炎熱処理作業）

C 0001

機械加工（数値制御旋盤作業）

A 甲0003

機械加工（フライス盤作業）

B 0001

機械加工（数値制御フライス盤作業）

C 0003

機械加工（マシニングセンタ作業）

C 0001 C 0002 C 0003

鉄工（構造物鉄工作業）

A 甲0001 A 甲0002 A 甲0005 A 甲0009

建築板金（内外装板金作業）

A 甲0002 A 甲0003 A 甲0004 A 甲0005 B 0001 C 0001

仕上げ（治工具仕上げ作業）

B 0001

切削工具研削（工作機械用切削工具研削作業）

A 甲0001 A 甲0002 C 0001

電子機器組立て（電子機器組立て作業）

A 甲0001 A 甲0002 A 甲0007 A 甲0011 A 甲0012 A 甲0016 A 甲0018 A 甲0019

A 甲0024 A 甲0026 A 甲0033 B 0001 B 0002 B 0003 B 0006 B 0007 B 0009

B 0010 B 0011

建設機械整備（建設機械整備作業）

A 甲0009

家具製作（家具手加工作業）

A 甲0004 B 0001 C 0001 C 0002

建具製作（木製建具手加工作業）

C0001

建具製作（木製建具機械加工作業）

B0001

とび（とび作業）

A甲0002 A甲0003 A甲0005 A甲0006 B0004

左官（左官作業）

A甲0001 A甲0002 B0004

防水施工（ウレタンゴム系塗膜防水工事作業）

A甲0002 A甲0004 C0001 C0004 C0005 C0006

防水施工（シーリング防水工事作業）

A甲0001 A甲0002 A甲0003 A甲0005 A甲0006 B0001 C0001 C0005

防水施工（FRP防水工事作業）

C0001

内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事作業）

B0001 C0001 C0002

内装仕上げ施工（鋼製下地工事作業）

D0001

表装（壁装作業）

A甲0003 A甲0004 C0001 C0002 C0005

塗装（建築塗装作業）

A甲0002 A甲0005 A甲0006 A甲0007 A甲0008 A甲0010 B0001 C0001 C0003
C0006 C0007 C0008

塗装（金属塗装作業）

A甲0001 A甲0002

単一等級技能検定

路面標示施工（溶融ペイントハンドマーカーク工事作業）

B0002 C0001 C0002 C0003 C0004 C0005 C0006

路面標示施工（加熱ペイントマシンマーカーク工事作業）

C0001

産業洗浄（高圧洗浄作業）

A甲0001 A甲0002 A甲0004 B0002 B0003

2級技能検定

造園（造園工事作業）

A甲0001 A甲0003 A甲0004 C0001 C0003 C0004 C0006 C0007 C0009

鑄造（鑄鉄鑄物鑄造作業）

A甲0003 A甲0004 A甲0005 A甲0006 A甲0007 A甲0008 C0001 C0002

金属熱処理（一般熱処理作業）

A甲0001 A甲0002 A甲0003 A甲0005 A甲0010 B0003 B0005 C0001 C0002

機械加工（普通旋盤作業）

A甲0001 A甲0002 A甲0003 A甲0004 A甲0005 A甲0006

機械加工（数値制御旋盤作業）

A甲0002 A甲0003 A甲0005 A甲0006 B0001 C0001

機械加工（数値制御フライス盤作業）

C0001

機械加工（平面研削盤作業）

B0001

機械加工（マシニングセンタ作業）

A甲0001 A甲0002 A甲0005 A甲0006 B0001 C0002 C0004 C0005

鉄工（構造物鉄工作業）

A甲0001 A甲0002

建築板金（内外装板金作業）

A甲0002

仕上げ（機械組立仕上げ作業）

A甲0002 A甲0005 A甲0006 A甲0007 B0001 C0001 C0002 D0001 D0002

電子機器組立て（電子機器組立て作業）

A甲0003 A甲0004 A甲0005 A甲0006 A甲0008 A甲0009 A甲0011 A甲0012

A甲0014 A甲0020 A甲0023 A甲0024 A甲0025 A甲0026 A甲0030 A甲0036

A甲0039 A甲0041 A甲0042 A甲0047 A甲0048 A甲0049 A甲0055 A甲0058

B0002 B0004 C0001 D0001 D0002

建設機械整備（建設機械整備作業）

A甲0001 A甲0003 A甲0004 A甲0005 A甲0006 A甲0007 A甲0009 B0002

建具製作（木製建具手加工作業）

A甲0001

建具製作（木製建具機械加工作業）

C0001 C0002

とび（とび作業）

A甲0001 A甲0003 A甲0004

左官（左官作業）

A甲0001 A甲0002 A甲0003 B0001

防水施工（FRP防水工事作業）

C0001

内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事作業）

C0001

表装（壁装作業）

A甲0001 C0001

塗装（建築塗装作業）

A甲0001 A甲0002 A甲0003 A甲0004 A甲0005 A甲0006 A甲0007 B0001

塗装（金属塗装作業）

A甲0001 A甲0002

フラワー装飾（フラワー装飾作業）

A甲0001 A甲0002

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告す

る。

平成23年9月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 開発区域

簸川郡斐川町大字直江町5059番、5059番1、5060番、5061番、5062番、5063番1、5063番2

面積 4,243.12平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

簸川郡斐川町大字上庄原1422番地1

株式会社 大倉ホーム

代表取締役 木村 孝

特 定 調 達 公 告

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

平成23年9月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 落札に係る物品等の名称及び数量

液体クロマトグラフ精密質量分析システム 一式

2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県商工労働部産業振興課 島根県松江市殿町1番地

3 落札者を決定した日

平成23年8月30日

4 落札者の氏名及び住所

日新精器株式会社 代表取締役 松村 安和

広島県広島市南区東雲二丁目13-15

5 落札金額

44,625,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例公告を行った日

平成23年7月15日

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

平成23年9月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 落札に係る物品等の名称及び数量

電界放出形走査電子顕微鏡 一式

- 2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地
島根県商工労働部産業振興課 島根県松江市殿町1番地
- 3 落札者を決定した日
平成23年8月30日
- 4 落札者の氏名及び住所
小西医療器株式会社出雲営業所 所長 武田 有
島根県出雲市塩冶有原町5丁目59番地
- 5 落札金額
46,410,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例公告を行った日
平成23年7月15日